

## 令和8年第4回国立大学法人旭川医科大学役員会 議事要旨

1. 日 時 : 令和8年4月8日(水) 15時01分～15時55分
2. 場 所 : 学長室
3. 出席者 : 西川 祐司学長、奥村 利勝理事、東 信良理事、佐古 和廣理事
4. 欠席者 : 辻 泰弘理事
5. 陪席者 : 吉崎 敏樹監事、村木 一行監事、川辺 淳一副学長、藤谷 幹浩副学長、  
牧野 雄一副学長、西條 泰明副学長、梶原 修副学長、  
高橋事務局次長(総務・教務担当)、小島総務課課長、佐藤人事課長、木村財務課長、  
磯本研究・学術情報課長

議事に先立ち、西川学長から、令和8年第3回役員会(令和8年3月18日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議題

#### 1. 教員のクロスアポイントメント制度の適用について

本件について、西川学長の発議を受け、佐藤人事課長から、資料1に基づき、民谷助教(地域共生医育センター所属)に係るクロスアポイントメント制度の業務従事割合の変更について説明があった。

- ・相手機関：サ付株式会社
- ・適用期間：令和6年5月1日～令和9年4月30日
- ・従事割合：  
現行 本学 20% / サ付株式会社 80%  
変更後(令和8年5月1日以降) 本学 10% / サ付株式会社 90%

次いで、審議の結果、本件は原案どおり了承された。

#### 2. 寄附講座の期間延長について

本件について、西川学長から発議を受け、磯本研究・学術情報課長から、資料2に基づき、寄附講座の期間延長の申し出について説明があった。

- ・眼科地域医療創生講座：設置期間を令和10年4月30日まで、2年間延長
- ・地域小児医療支援講座：設置期間を令和10年6月30日まで、2年間延長

次いで、審議の結果、両講座の期間延長は了承された。

### 報告事項

#### 1. 令和7年度予算状況(実績・見込)【1・2月分】について

本件について、木村財務課長から、資料3に基づき、令和7年度予算状況(1・2月分)について次のとおり報告があった。

- ・1月分及び2月分の収入・支出実績を踏まえた令和7年度予算状況の説明であること。

- ・1月分は、本来3月上旬に報告する予定であったが、令和7年度決算見込みと令和8年度当初予算の対応を優先したため、2月分と併せての報告となったこと。
- ・資料記載のとおり、2月分までの実績額は確定しており、残る3月分は決算作業の中で確定する予定である。決算結果は例年どおり6月上旬に報告する。
- ・大学全体の年間収支はプラス1億1千5百万円となり、先月報告の決算見込み（プラス1億4千5百万円）から約3千万円悪化した。
  - ・収入面では、病院収入が5千5百万円減少したほか、看護学科奨学金回収金や駐車場収入等の雑収入が見込みを3千6百万円下回った。
  - ・支出面では、看護職・医療職の人員減や超過勤務の減少により、人件費が7千5百万円減少した。
  - ・また、病院収入減に伴い診療経費が2千2百万円減少した一方、年度末に向けた予算執行の進展や病院施設の修理対応等により、支出が見込みより5千3百万円増加した。
- ・大学セグメントの年間収支はプラス3億7千1百万円となり、先月の見込み（プラス3億2千6百万円）から4千5百万円改善した。主因は人件費の2千8百万円減少である。
- ・病院セグメントは、2月分までの実績を反映した結果、2億5千6百万円の赤字となり、先月見込みのマイナス1億8千1百万円から7千5百万円悪化した。
- ・病院収入は、当初見込みの258億7千5百万円を下回り、258億2千万円で確定する見込みである。
- ・病床稼働率は2月に88.7%と年度最高を記録したが、2月は日数が少ないため、請求額は20億6千8百万円と年度最小となった。
- ・この影響により当月計上の支出は抑制された一方、2月分請求額の低さは、2か月後の令和8年4月收入に影響する見込みである。
- ・令和7年度資金繰り表について、寄付金を除いた期末手元資金残高は、年度末見込みで39億9千2百万円となっている。
  - ・なお、昨年4月に訴訟に伴う債権差し押さにより一時的に減少していた2億6千7百万円については、2月に保険金により補填されたことから、雑収入が増加している。

## 2. 令和8年度資金運用計画について

本件について、木村財務課長から、資料4に基づき、令和8年度資金運用計画に関して次のとおり報告があった。

- ・今年度の特殊事情として、令和8年度政府予算は昨年度内に成立せず、暫定予算を経て3月に本予算が成立したことから、資金運用計画の前提条件が確定するのが遅れた。
- ・衆議院通過が3月13日と遅れたことにより、金融機関から道内国立大学（本学を含む）向けの資金運用プランの掲示が長期間遅延した。
- ・今週に入り金融機関からの提案内容が示されたが、本日の会議には間に合わなかったため、本日は令和7年度資金運用実績のみを報告し、令和8年度資金運用計画（案）は来週以降に改めて提示することとしたい。

- ・令和7年度は、運用利率が前年の0.1～0.2%台から0.5から0.8%台へ上昇し、預入額を前年差13億円増額した結果、受取利息は2,100万円となった。これは令和6年度(約350万円)と比較して約6.2倍、約1,800万円超の増加である。
- ・資料に掲載している令和8年度資金運用計画(案)は、1年前の参考資料であり、最新の計画案は来週以降に改めて提示する予定である。
- ・今後の手続きとして、今週中に北海道大学を通じて金融機関から提示される資金運用プランを財務課で検討し、本学として選択するプラン及び各プランへの配分額案を策定する。その後、学内手続きを経た上で、4月20日を目途に北海道大学へ回答する予定である。
- ・なお、昨年度は最短で4月17日に運用を開始したが、今年度は4月30日開始が最短となっており、これに間に合わせる必要がある。このため、運用計画案は4月14日(火)の大学運営会議には付議可能であるものの、次回定例役員会(5月13日)では北海道大学への回答期限に間に合わない。
- ・このことから、令和8年度資金運用計画(案)については、大学運営会議での審議・了承後、役員会においてメールによる書面審議をお願いしたい。

以上の説明を受け、次のとおり意見交換が行われた。

- ・令和8年度資金運用計画については、北海道大学からの回答期限が次回役員会(5月)前であるため、期限に間に合うよう書面審議により決定する。(西川学長)
- ・Jファンドの利率は0.85%程度まで上昇している。金利上昇局面ではあるが、国債利回りと比較すると低い水準である。一方で、①安定的な運用が可能であること、②資金繰りが必要な場合に取り崩しが可能であること、という利点がある。北海道大学からの提案は従来どおりの運用方針を前提とした内容と理解してよいか。(佐古理事)
- ・北海道大学には元本や担保が確保された別枠の資金運用があり、短期運用など柔軟な預入が可能であるが、本学は過去に資金ショートを生じた経緯があり、現時点では預入余力がほとんどない。他大学では国債や電力債等を購入している例もあるが、本学は依然として厳しい資金状況にあると認識している。(木村財務課長)
- ・資料には手元資金として概ね10億円程度を確保すればよいとの記載がある。全体で30億円程度の資金を確保できていれば、資金運営上は問題ないのではないかと。(佐古理事)
- ・国債については、一度預け入れると数年間資金が拘束される点が課題である。(木村財務課長)
- ・国債は最低でも1年経過後に解約可能であり、その場合利率は付かなくなる可能性はあるが、例えば3年程度資金を固定できると判断できれば、3年固定とする選択肢も考えられる。(佐古理事)
- ・現時点のシミュレーションでは、リース負担の増加等により、3年後に資金ショートが生じる可能性も見込まれており、国債等で長期間資金を固定する余力はない。利回り面で有利であることは承知しているが、現段階では難しい。また、今後は病院再開発に必要となる資金確保の検討も必要であり、一時的な病床停止等も想定すると、手元資金として少なくとも100億円から200億円規模の確保が求められると考えている。(木村財務課長)

### 3. 令和9年度概算要求の方向性について

本件について、木村財務課長から、資料5に基づき、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長通知を踏まえ、令和9年度概算要求の方向性について次のとおり報告があった。

- ・本通知は大きく①ミッション実現戦略分、②教育研究組織改革事業終了後の基幹経費化、③令和9年度概算要求への対応の3点から構成されている。

#### 1. ミッション実現戦略分

- ・本学は毎年度約6,500万円の追加配分を受けており、第4期中期目標期間（6年間）における社会的インパクト創出の評価結果を、第5期（令和11年度以降）の運営費交付金の配分に反映する仕組みが示された。
- ・当該スケジュールが明示されたのは今回が初である。
- ・本学からは、既に大学運営会議で決定した以下の3事業を社会的インパクト創出事例として報告する。
  - ・北海道の医療課題を解決するマルチタスク型地域医療医育成体制の構築（事業責任者：牧野副学長、令和6～10年度）
  - ・医療的ケア児の未来を拓く北の架け橋プロジェクト（旭川モデル）（事業責任者：升田看護学科長）
  - ・有益微生物由来分子を用いた新規難病・癌治療薬の社会実装（事業責任者：藤谷副学長、学長裁量経費事業）
- ・文部科学省から、評価用の提出様式（Excel様式およびPowerPoint様式）が新たに示され、PowerPoint様式は大学ホームページでの公表が求められている。
- ・提出期限は7月31日、中間評価結果は12月までに通知予定であり、著しい問題がある場合は配分額減額の可能性がある。

#### 2. 教育研究組織改革事業終了後の基幹経費化

- ・対象は令和4年度採択事業を有する大学であり、本学は対象外である。
- ・ただし、本学のマルチタスク型地域医療医育成事業については、事業終了後の令和11年度概算要求において、今回提示された様式に基づき報告することとなる。

#### 3. 令和9年度概算要求への対応

- ・効率化係数の廃止により、概算要求スキームが大きく変更された。
- ・令和8年度から「教育研究活動充実分（基礎研究の充実）」が新設され、同年度分については、既に配分済みの予算に対する事後的なフォローアップ調書を7月末までに提出する必要がある。
- ・本学は令和8年度に新規の組織改革要求を行っていないため、「基礎研究の充実」のみが対象となる。
- ・令和9年度概算要求では、「教育研究活動充実分」として一体的に調書を提出することとなり、文部科学省による袋要求のスケジュールにより、10月末までに提出する必要がある。
- ・令和8年度の本学配分額は約2,500万円であり、令和9年度についても大幅な増

額は見込みにくいと想定される。

- ・なお、令和 8 年度予算のうち約 15 億円が未配分として留保されており、令和 9 年度要求における「教育研究活動充実分」の評価結果に基づき、年内に配分が判断される予定である。
- ・令和 9 年度の「教育研究活動充実分」の全体規模は、令和 8 年度の措置額等を踏まえると約 136 億円程度と見込まれ、大学規模や自己財源獲得能力等を考慮した上で、文部科学省が配分判断を行う。

#### 4. 経営改革促進分および設備要求

- ・経営改革促進分については、道内大学連携の枠組みの中で北海道大学を代表機関として応募予定であり、採択されれば令和 9 年度まで継続となる見込みである。
- ・設備要求については、令和 9 年度においても極めて厳しい採択環境が想定されるが、要求枠がある以上、提出は行う方針とする。
- ・研究設備については、実験実習機器センターおよび動物実験施設から、それぞれ最大 1 件ずつ要求調書の提出可否を照会し、提出希望がある場合に作成を依頼する。
- ・診療設備についても、採択可能性は低いものの、1 件程度の要求調書提出を検討する。
- ・これらの方針は、前日の大学運営会議において了承されている。

以上の説明を受け、次のとおり意見交換が行われた。

- ・効率化係数の廃止により、令和 8・9 年度の第 4 期残期間における概算要求の在り方が大きく変更された。これを踏まえ、先ほど説明のあった方針に沿って対応していきたい。(西川学長)
- ・教育研究活動充実分の追加配分(15 億円)については、新たに別枠で申請するものではなく、令和 9 年度概算要求として提出する調書の内容を踏まえ、令和 8 年度中に前倒して配分されるか、令和 9 年度予算として配分されるかの違いである。(木村財務課長)
- ・本学として新規の取り組みを追加的に提出するというよりも、提出する事業内容や評価項目次第で加配の有無が判断されるという理解でよいか。(西川学長)
- ・その理解で差し支えない。詳細は、文科省から示される様式の内容に左右される部分が多い。(木村財務課長)
- ・様式については、令和 8 年度分として 5 月末に示される予定であり、令和 9 年度分も大きな変更はないと見込んでいる。まずは様式を確認し、8 年度分については 2 か月程度の短期間で調書を取りまとめる必要がある。(木村財務課長)
- ・留保されている 15 億円は繰越ではなく、年度内処理として追加配分されるのか。(村木監事)
- ・そのとおりである。年末に追加で運営費交付金として配分される予定であり、従来の光熱水費補助と同様の位置づけとなる見込みである。なお、今年度については光熱水費補助は行われない可能性が高い。(木村財務課長)

- ・施設整備については、今回の枠組みには含まれないのか。既に3か年計画で進行している案件があり、途中で停止されると支障が大きい。(東理事)
- ・通常の運営費交付金とは別に、施設部を通じた枠組みがあり、施設整備はそちらで対応される。(木村財務課長)
- ・最近の国立大学病院長会議では、建替えではなく、既存施設を補修しながら長期使用(100年利用)を前提とする姿勢が示されており、配管等の更新については支援するが、全面的な建替えは想定していないとの説明であった。(東理事)
- ・病院建物については、原則として自己財源で整備する必要がある、国への要求対象とはならない。一方、大学本体の建物については、100年使用を前提とした改修を進める方針が示されており、新設建物についても同様の考え方で設計することが求められている。(木村財務課長)

## その他

### 1. 「離島・へき地における看護師の特定行為研究推進モデル事業」の採択について

本件について、東理事から、次のとおり報告があった。

- ・本学と中頓別町が共同で申請した「離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業」が採択された(前日付で採択通知受領)。
- ・中頓別町では深刻な看護師不足により、町立病院の運営継続が困難となりつつあり、無床化も検討されているが、町民への影響が大きく、対応に苦慮している状況にある。
- ・本事業は、特定行為看護師を養成・配置することで、無床化後においても訪問看護や健康管理等を通じ、地域医療を維持することを目的とした厚生労働省事業である。
- ・具体的には、中頓別町の看護師を本学で受け入れ研修を行う一方、研修期間中は本学から特定行為看護師を中頓別町へ派遣し、現地での受入体制整備を進める。
- ・本事業はモデル的な位置づけとされており、本学としても、マルチタスク型地域医療医育成事業と連動させ、医師に加え看護師の側面からも地域医療に貢献する姿勢を示す重要な取組と考えている。
- ・本学病院が地域医療を支える拠点として不可欠であることを対外的に示す、その第一歩となる事業である。

以上の報告を受け、次のとおり意見交換が行われた。

- ・無床診療所化を想定した事業という理解でよいか。(佐古理事)
- ・現時点で無床化が決定しているわけではないが、看護師不足の状況から将来的にはその可能性が高いと見込まれている。無床化後も、特定行為看護師が医師と連携し、訪問看護や遠隔医療の現場で患者対応を行うことを想定している。(東理事)
- ・診療所として存続する場合には医師の配置が必要ではないか。(佐古理事)
- ・医師は配置されるが、看護師が不足している点が大きな課題である。診療所機能は可能な限り維持したいと中頓別町は考えているが、同様の状況に直面する自治体は今後さらに増えると想定される。(東理事)
- ・本事業がモデルとなれば、他の自治体からも同様の要望が出てくる可能性がある。(東理事)

- ・将来的には、医師が常駐しない形態で、特定行為看護師と遠隔医療を組み合わせた医療提供体制に移行していく可能性もある。(佐古理事)
- ・特定行為看護師であれば、一定範囲の処置や判断が可能であり、国としてもその役割拡大を想定していると理解している。(東理事)
- ・特定行為看護師の業務範囲は相当程度拡大されている。(佐古理事)
- ・特定行為看護師は、事前に医師と取り決めた手順書に基づき、包括的な指示のもとで業務を行う仕組みとなっている。(東理事)
- ・特定行為看護師の研修コースとしては、周術期管理、麻酔補助、褥瘡管理等があり、地方では創傷管理や点滴対応など、在宅医療に直結する分野のニーズが高い。(東理事)
- ・海外では、看護師がより高度な医療行為を担っている事例も多く、国際的な流れとしても看護師の役割拡大が進んでいる。(村木監事)
- ・看護師にとっても、能力を発揮できる場が広がることは重要であり、「医師の代替」という表現ではなく、専門性を尊重した体制構築が必要である。(東理事)
- ・看護師志願者数は急減しており、将来的な人材確保に強い危機感を持っている。(東理事)
- ・特定行為看護師としてのキャリアや処遇改善を示すことが、看護師志望者確保につながる可能性がある。(佐古理事)
- ・本事業における大学側の直接的な財政的メリットは大きくないが、旅費等の実費は措置される。(東理事)
- ・特定行為看護師育成とあわせ、遠隔医療や情報連携(電子カルテ共有等)を進めることで、大学・地域双方にとって効率的な医療提供体制が構築できる可能性がある。(佐古理事)
- ・厚労省のDX関連事業において、IDリンク等を活用した情報連携の仕組みを組み込むことを検討している。(東理事)
- ・本学が道北地域の医療ネットワークの中核となり、専門的助言やコンサルテーションを提供する体制を構築できれば、大学としての社会的インパクトも大きい。(佐古理事)
- ・本学の特定行為看護師研修枠(年6名程度)の中で対応可能であり、当面の負担増は限定的と見込んでいるが、継続的な支援体制の構築は今後の課題である。(東理事)
- ・本事業は1年事業であるが、モデル事業としての成果を踏まえ、今後の全国展開につながる可能性がある。今回、本事業は全国10か所の1つとして採択されたもの。(東理事)

## 2. 次回役員会開催予定

令和8年5月13日(水) 教育研究評議会終了後に、次回の役員会を開催すること。